

論文

# 「八鹿高校差別糾弾事件」の 大阪高裁判決と糾弾

桜井健雄

## 一、はじめに

本年三月二十九日、大阪高等裁判所は、いわゆる「八鹿高校事件」について、検察官、弁護側の双方の控訴を棄却し、第一審判決どおり、すべての被告人に対し、刑の執行を猶予する判決を下した。右判決については、判決当日、マスコミの多くが、糾弾権を是認した画期的判決との評価を下したことは記憶に新しいところである。その後、「赤旗」紙上では、右判決について、不当な判決である旨、学者、弁護士等を動員して、数回にわたりキャンペーンが張られ、かつ雑誌『部落』においても特集としての取組がなされ前同様のキャンペーンがなされている。

右判決は、地域改善対策協議会基本問題検討部会報告等で「糾弾」を否定する論理が張られている中でのものであり、その持つ意義は極めて大きいと言わねばならない。

## 二、高裁判決の論理とその内容

高裁判決は糾弾に関する部分について、次の如き論理を構成している。

判決を区切ると①今日なお部落差別の実態には極めて深刻かつ重大なものがあるにもかかわらず、②差別に対する法的規制若しくは救済の制度は現行法上必ずしも十分であるとはいえない(略)。③糾弾ということ自体自ら直接或いは集団による支援のもとに差別者による見解の説明と

自己批判とを求めるといふ方法がかなり一般的に行われてきたところである。④この糾弾は実定法上認められた権利ではないが、憲法一四条の平等の原理を実質的に実効あらしめる、⑤一種の自救行為として是認できる余地があるし(略)、⑥それは差別に対する法的救済手段がなく、差別の深刻さを認め、それに対する法的救済手段がなく、歴史的にも糾弾が行われてきたことを前提に、糾弾を法律が設けた権利ではないが、憲法一四条を実質化するものとして、法律的手続によらず、自らの権利は自らの手で守るという自力救済の制度として違法性のない行為となる余地があるし、その糾弾には「差別」というものに対する人間気持ちとして、相手への追求には厳しさが伴うことも許されると述べているのである。

右の判決の論理構成は、歴史的には小松島事件、矢田教育差別事件の第一審、第二審判決(一九八一年三月)と同じものである。ただ、今回の高裁の判決は、憲法一四条を実効あらしめるものということで、現行法体系の中での糾弾に法的根拠を与えた点に新しさがあるのである。もちろん、右判決を裁判官になさしめたものは「差別」一般における問題ではなく、この事件において被告とされた人間

とこの事件において「被害者」とされた人間との人間性を比較した場合、差別された側の怒りを人間として共感しえたという点にあるのである。すなわち、この事件で「被害者」とされた橋本哲朗(現朝来町長)の行動について、同人が配布したビラはその記載の内容や表現方法に照らし、「いわゆる差別文書であるとの疑いが濃いものといわなければならず、したがって(略) 同人の行為を正当な言論活動といえるかどうか疑わしく(略)、橋本を糾弾しようとした被告人丸尾らの、本件行為は、その動機、目的において首肯できるものがある」と述べ、橋本の差別性を認め、糾弾の意図は肯定しているのである。(第一審判決では、首肯できないものではないという表現であり、それより進んだ言い方である)。

又、八鹿高校の教師の行動についても「教諭らの態度はやはり生徒を抜きにし、政治的観点にとられ過ぎた硬直した態度であるとの非難を免れがたい(略)、解放研究生徒のことも顧みず、集団で下校するということはいかにも性急で(略)教諭らが真にハンガーストライキをしている生徒やその父兄の心情を思うならば、右のような態度は教育者として取り得なかつたはずである。(略)教育者として適切を欠くものがあり(略)、これらの者(日頃部落差別に苦しんでいる被告人らのこと)が、被害者らに対し、激

しい怒りを持ち、糾弾を必要とすると考えたのも無理からぬものがあり」と述べ、教師らの態度を批判しているのである。

### 三、右判決と地対協部会報告等

一九八六年に出された「地対協部会報告」を契機として今日までの糾弾を否定的に総括し、差別者の「任意」こそが大切であるとの論理が張られた。

右の論理は、同年一二月に発表された地対協意見具申にも引き継がれ、更には、一九八七年三月には総務庁の「啓発推進指針」へと受け継がれている。

右の論理と前記の高裁判決とを、前記の高裁判決の論理ごとに対比すれば、問題の所在は明確である。

#### ① 差別の現状認識について

「部会報告」では「同和地区と一般地域との格差は、平均的な水準としては、相当程度是正されたといえる(略)差別意識の解消については、実態面の改善に比べ遅れており」との認識であり、啓発指針も同様の考え方である。部落差別の実態が、依然として深刻なものであることは解放同盟大阪府連が知りえただけでも、差別事件が一九八五年三六一件、一九八六年四四六件、一九八七年三一九件と相

変わらず存在していることを見ても明らかである。前記高裁判決は、何を根拠として、差別の現状を「深刻かつ重大なもの」と認識したかについては判決文上、窺えないが担当した事件及び弁護士団のなしたその他の立証を十分了解したが故に、右の結論を引き出したのであろう。

右の点について、差別の実態がどうであるかという認識の問題以上に注目しなければならぬのは「部会報告」では「差別意識」の残存を認めているが、その根拠に非合理的な偏見と同時に「運動団体の行き過ぎた活動等から来る同和関係者、同和地区に対する好ましくないイメージの形成等」を要因として挙げている点である。差別意識の残存を認めながらも、その根拠を運動の責任にすりかえようとしているのである。

#### ② 法的救済制度のないという点について

右の点について「部会報告」は「差別行為が法益を侵害するものであれば現行刑法上あるいは現行民法上に所要の処罰あるいは救済の規定があるわけであり、また法務省の人権擁護機関等公的機関も整備されているのであるから」と述べている。法務省の人権擁護委員会については、右委員会が今日まで何をしてきたか、又、後に述べる法務省交渉の中で法務省の役人が「全て調査中」ということで、目の如く一切答えない態度を見れば明らかであろう。又、

現行の刑法、民法による救済についてであるが、刑法上問題となるのは名誉毀損罪か侮辱罪のいずれかであろうが、今日まで差別的言辭を述べて、右規定で処罰を受けた例はないし、又、法律的にも、例えば「お前は部落民のような奴だ」との発言が、侮辱罪に該当するとすれば、その事を侮辱されたと感じる方がある意味では差別的であり、言った方も言われた方も差別者というべきであり、決して刑事訴追の対象とはならないものであり、法的救済は不可能である。又、民法上、今日まで認められたものは「結婚差別」という差別を理由とした婚約解消等について、損害賠償が認められただけであり、差別的言辭だけで損害賠償が是認された例は寡聞にして聞かない。法律的には、右の差別などは抽象的に部落一般に対する差別であるため、差別を受けた主体が問題となるであろうし、かつ、差別的言辭に対して認められる慰謝料は極めて低額であり、又、差別が巧妙化する中では、法律的に、より一層、救済処置を困難にさせているのである。例えていえば、被差別部落内での落書きに対して、誰が慰謝料を請求し得るのかを考えても、右は明らかであろう。又、今回の八鹿高校事件において、橋本の文書を差別文書であるとの疑いが濃いと高裁判決では述べているが、そうであれば、その橋本の行為に対して、損害賠償を請求し得るかということを考えた場合に

めには、法律に根拠を有するか、判例上確立されたものでなければならぬ」と述べ、糾弾権の存在を否定している。これに対し、右高裁判決は前記の如く「憲法一四条を実現する一種の自救行為として是認できる余地あり」として一定の権利性を認めているのである。

もちろん、その権利性が裁判等に訴えて、相手に確認会、糾弾会へ出頭を命じるというようなものではないが、一定の圧力を差別者に向け、強い説得をし、当事者の完全な自由でない状況での糾弾会へ出席させることを「違法視」していないのである。それどころか、憲法原理にもかかなうとしているのである。そのような権利が存在する以上、差別者にはそれに応じるべき義務ともいうものがその限りにおいて想定されているのである。先行行為に基づく義務（例えば自分が人を車ではねた場合は、第三者は救助する義務はないとしても、はねた本人は救助すべき義務があるとの考え方）のようなものと考えれば良いと思われる。すなわち、差別をした人間は、差別をしたという行為により、糾弾に應じなければならないという、法的義務とはいえないまでも、義務が存するという考え方のようである。

歴史上、全ての権利は、当初から法的権利として設定されたのではなく、長い闘いの中で権利性を付与され、法的権利にまで高められたのである。使用者の労働者に対する

も、請求すべき当事者、不法行為の構成、請求額等において、たちまち困難に陥ることを考えれば、法的救済が存在しないとの論理の正しさは明白である。

#### ⑤ 糾弾の歴史性

部会報告では「基本的人権の保障を柱とする現行憲法下において、同和地区や同和関係者に対する行政施策の充実が図られている現代では、確認・糾弾行為の存在意義については、当然見直さなければならぬものである」と述べている。前記高裁判決では、糾弾が一般的に行われてきたという歴史性を捉えて、その行為の普遍性を述べているのと対象的である。この点についての判断基準としては、部会報告が述べた如く、現行憲法下で救済の処置があるか否かという点にかかっており、法的救済がないことは前述したとおりであるから、敢えて現行憲法下と明治憲法下とでその歴史性を根本的に区別しなければならぬということにはならない。

#### ④ 糾弾の法的位置づけ

部会報告では「確認・糾弾行為は、被害者集団による一種の自力救済的かつ私的裁判的行為であるから、被糾弾者が、当然これに服すべき義務を有するものでない。この点に関し、糾弾権が存在するとの主張が一部にみられるが、他人に何らかの義務を課する法的権利として認められるた団交応諾義務も、近代になって法的権利として認められたものであり、それ以前は、正に今日の糾弾権と同様の程度の権利性しかなかったのである。いずれにしても、右高裁判決は、糾弾に権利性を付与しようという方向を持っていることは疑いがないのである（この権利が実定法上認められる方向としては法定化の方向であり、部落解放基本法の問題となる）。

#### ⑤ 自救行為であるとの点について

部会報告は糾弾を「自力救済的」という表現で述べているだけで、自救行為として容認はしていないが、右高裁判決は「一種の自救行為として是認できる余地がある」としているのである。自救行為とは、法治国家にあっては奪われた権利は、相手が任意にそれを回復しない場合、自らの手で相手から奪い取ることは許されず、裁判という手段で、その権利を回復するのが原則であるところ、その権利回復を相手の意思に反しても自らの手で回復することをいうのである（例えば、自分の車が盗まれその後その車を発見して、相手が乗っており、相手が反対しているのに、その車を持って帰るようなことをいい、その場合無理やりそれを行えば窃盗又は強盗になるのである）。右高裁判決は、糾弾は差別による権利侵害を自らの手で回復させる一つの方法として、違法視しないということが考えられるとして

いるのである。その理由は前述した権利救済の法的制度がほぼ存在しないということを根拠としているようである。

#### ④ 糾弾の態様について

部会報告は「確認・糾弾行為は、被害者集団によって行われるため、被糾弾者の自由意思に基づいて行われるものであっても、勢いの赴くまま、行き過ぎたものとなる可能性はある」と述べ、糾弾そのものを危険視・敵視している。しかしながら、右高裁判決は、差別の重さを重視し「厳しさを帯有することも許される」と述べており、その違いは明らかである。部会報告の見方は、最高裁がデモ行進等の許可制を憲法違反でないとした判決が採った集団敵視論と同様であり、それに対し、右高裁判決は「差別」というものが憲法原理を否定するものであるが故に、それに對する行動の許容範囲を広げたのである。

以上の如く、高裁判決は憲法第一四条を掲げ、あらゆる点において部会報告と対立する論理を構成している。そして、部会報告の論理で解放同盟に対する攻撃が強まっている折、まさにこの高裁判決は、それを打ち破るべき一つの武器を与えたものといっても過言ではないだろう。

### 四、高裁判決と赤旗のキャンペーン

記の意見具申のごとき政府見解の意図を常に分析し、それに対して階級的観点から批判を行ってきたのが労働者階級の代表たる共産党の役割であったはずであるが、そのような視点がまったくなく、ますますに政府見解をみずから主張の根拠とするのには堪えない態度といわなければならぬ。また、政府見解が正しいと述べ、かつ、部落問題の解決の不十分性を指摘するのではなく、部落差別は解消しつつあることを強調することによって、部落解放運動として今後なすべき課題が生まれるはずもなく、部落解放運動には到底なりえないことは明らかではないだろうか。

② 次に「糾弾」についてであるが、ここでも、彼らの根拠に部会報告があげられ、解放同盟の糾弾も法的には許されず、また「糾弾」を批判することが最も大切な闘いであるとしている。政府方針を根拠にする誤りは前述したとおりであるが、糾弾を「自救行為」とした点について、彼らの論理は「糾弾」は相手方の意思をこえて集団の力で非難し反省を強要することを予定したものであるから不当という全くの形式的自由論なのである。しかしながら、歴史上、力の強い者や差別者に対し、弱者が集団で、しかも、その力を背景に交渉や糾弾をなして権力者や強者の譲歩を勝ち取ってきたのは明らかな事実であるし、現在でも、不当劣

「赤旗」紙上でのキャンペーンは、つまるところ第二審判決は「糾弾」を認めた不当な判決であるというのである。そして、右判決が不当なのは次の理由によるとされている。①部落解放、差別解消に進みつつある現状を理解していないこと、②糾弾を自救行為として法律的に認められる可能性があることをいったこと、③糾弾の現状を知らずに糾弾を当然であるかの如く述べていること、④橋本哲朗や八鹿高校教師らの行動の評価の点なのである。

そして、右の理由の根拠付けが、すべてといってよいほど「地域改善対策協議会の意見具申」や総務庁の「啓発推進指針」によってなされているのである。

① まず、部落差別の現状については前述したとおりであるが、それ以上に問題なのは「赤旗」キャンペーンの根拠によっている点である。「赤旗」のキャンペーンではすべての論者が右の部会報告なるものを持ち出し、みずからの主張の根拠としているのである。彼らにいわせれば、右の政府の見解は、部落の現状を正しく理解した誤りのないものということになるのである。右の部会報告が作成された時期と経過を見れば、右見解が国防費の増強や行革の推進という状況のなかでなされたものであり、解放運動つぶしの目的を有していることは明らかであるにもかかわらず、前

働行為等に対し、職場において、職制に対し大衆的糾弾をなすことは当然なされてよいはずなのである。形式的には違法な評価を受けるかのようであっても、それが実質的に違法でないとする「可罰的違法性」の論理や、みずからの権利を緊急な侵害から守るために一定の強制を相手に要求するという「自救行為論」は、権力と闘う側が、労働者の闘いを権力の弾圧から防ぐ武器として使ってきた論理であったはずであり、その論理を不当なものとして攻撃することは、共産党が権力との闘いを放棄するならともかく、決して譲ってはならない一線なのではないだろうか。

右の如き、論理の展開は、八鹿高校事件にあっては次の如き形態で現れている。すなわち、八鹿高校の事件で教師の側が組織された論理は、「解放同盟は恐い」、「解放同盟のいうことを聞いたらしんどくなる」、「仕事の負担が増える」というものであった。八鹿高校事件は配転運動をめぐる方針の違いといわれているが、確かに見方によれば、そのような見方も可能であるが、八鹿高校教師の多くは、部落差別に対する理解は浅く、前記の気持ちで教師としてその行動に踏み切らせていたことは各教師への尋問結果からも明らかである。

部会報告を公の見解として、自己の主張の根拠とし、かつ、糾弾を批判することが嵩じて、教師として最も恥ずべ

き「ざぼり」の論理と結びつくということになっているのである。

## 五、高裁判決へのもう一つの攻撃

この判決について、その効果を減殺しようという動きとして法務省の動きがある。それは、解放同盟中央本部が本年七月二二日に行った差別事件をめぐる交渉に現れている。右交渉の記録を読むと、法務省の役人（検事等）が「それは今は議題にはないことである」とか、「調査中であるから答えられない」とかの、読んでいても腹が立つような応対をしているのであるが、その中で、解放同盟の側が、この高裁判決を引用し、「法律的にも救済制度は不備だから自救行為として糾弾を認められるのだ」と述べたことに對し、法務省の堂ノ本総務課長（検事）が「あれは、石田コウト（法廷の意味）がただそういうことをあそこに述べただけじゃないですか。それはどういう意味があるんですか」と答え、「判例とはなんですか。判例じゃないですよ、あんなのは」と答えているのである。その後、自分がいった右の判例という意味は刑事訴訟法上の判例という意味であるとの弁解が続くのであるが、いずれにしても、法務省が高裁判決に對し、歓迎していないというよりも、

その意味を極力押さえようという姿勢にあることは明らかなのである。意見具申や部会報告で解放同盟に對する攻撃の手を上げてきていた政府にとって高裁判決が打撃を与えたことは確実なものであり、それ故にこそ、右判決の意味を減殺しようとしているのである。

## 六、高裁判決の位置と今後の糾弾について

前記の如く、高裁判決には二つの方向から攻撃がなされているのであるが、右高裁判決は、現在の司法の状況から考えても、最も良心的と思える裁判所によってなされたものであり、そういった意味からも、司法の大勢を代表する判決では決してないのであり、極めて弱い基盤の上に成り立っている。今回の判決は、解放同盟の闘いが支えたからこそ勝ち取られたものである。

すなわち、右高裁判決をした裁判所は、本年四月一九日外国人登録証の不携帯で、第一審で有罪判決を受けた被告に對し、他の証明で代用できるので、罰する程の違法性がないということと逆転無罪の判決をなし、また同じく四月二〇日、関西新空港の建設反対の住民が建物内に抗議文を渡そうとして入ったことを建造物侵入として第一審で有罪の判決を受けた被告人に對し逆転無罪判決をなして

いるのである。

第一審無罪を高裁で逆転有罪とする例は多いが、第一審有罪を逆転無罪とする例は極めて少ないのであり、各事件の性格を考えて見ると、右高裁が良心的な裁判所であることは充分理解されるのである。

右高裁判決について、元来は右の如き「裁判所」を「民主的裁判所」と呼ばなければならぬ共産党などが右高裁判決を不当判決として攻撃し、又、法務省も同様の姿勢をとろうとしている中で、右に見た如く右高裁判決は決して強い基盤に立っているものではないのである。

従って、右高裁が到達した論理を如何に「闘い」によって守り発展させていくかが、今「運動」に課せられているといわねばならない。それ故に、「糾弾」についてその当事者として解放同盟が歴史的経過を踏まえ、問題点を整理し、運動の指導性を強化することで「糾弾」を「糾弾権」と呼びうるものにまで発展させなければならぬし、今、過去の多くの権利が「闘い」で形づくられてきたように、糾弾権についてはまさに権利としての形成されつつある歴史的過程にあるのではないかと思う。とりわけ部落解放基本法の問題を併せて考えれば、そのことは一層重要であると思う。